

こ保第 504 号
令和 3 年 5 月 29 日

民間保育施設施設長 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔

新型コロナウイルス感染症に関する対応について（要請）

平素は、本市保育行政の推進に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 3 年 5 月 29 日付け、こ保第 503 号にて通知しました、「新型コロナウイルスに対する寝屋川市の対応フェーズについて（通知）」のとおり、国が緊急事態宣言の期間を再延長したことに伴い、市立保育所では、**令和 3 年 6 月 1 日（火）から令和 3 年 6 月 20 日（日）までの間、【フェーズ 5】を維持し、**下記のと通りの対応とします。

つきましては、各民間保育施設におかれましても、市立保育所と同様の対応を要請いたしますので、御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 市立保育所における対応

- (1) フェーズの延長：6 月 1 日（火）～6 月 20 日（日）まで
- (2) **【フェーズ 5】**の内容（保育所部分抜粋）

・市立保育所：原則、休所とする。（限定保育）

ただし、世帯員のいずれかに医療、消防、警察、福祉施設（介護、障害、保育、留守家庭児童会）従事者がいる世帯に限り、保育所を利用できるものとする。

また、親族等に預けるなど、家庭での保育が困難な世帯で、次のいずれかに該当する場合は、利用できるものとする。

- 1 小規模事業所等、勤務しなければ事業継続が困難な方
- 2 その他、家庭での保育が著しく困難であると市が認めた世帯

※民間保育園等についても同様の要請を行います。

●「市立保育所」につきましては、本来、「原則、休所とする。（限定保育）」とするところですが、市立保育所での感染状況が改善してきたことを受け、一旦、**6 月 1 日（火）から市立保育所は「通常運営」と**します。

※今後、市立保育所の関係者に感染が拡大するようであれば、その都度、「原則、家庭での保育」又は「原則、休所（限定保育）」とする場合があります。

※民間保育園等についても同様の要請を行います。

2 保育料・給食費の取り扱いについて

■保育料について

6月1日（火）から「通常運営」とするため、**6月1日（火）以降、家庭での保育の協力を行った児童に対する保育料の還付はございません。**

ただし、以下の事由の場合につきましては、これまで通り、還付対象となります。

- ・市からの要請に基づき、保育所が「完全休所」・「クラス休業」となった期間
- ・児童本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ・児童本人が濃厚接触者として特定された場合
- ・児童本人と同居等する家族が濃厚接触者としてPCR検査等を受検し、検査結果が出るまでの間欠席した場合
- ・児童本人と同居等する家族が発熱等により外来にてPCR検査等を受検し、検査結果が出るまでの間欠席した場合
- ・児童本人が外来によるPCR検査等を受検し、検査結果が出るまでの間欠席した場合
- ・その他、市保健所等から自宅待機を要請された場合

還付手続き方法等につきましては、昨年と同様と予定しておりますが、決定次第、御連絡させていただきます。

■給食費について

市立保育所においては、保育料と同様に、上記枠内の事由の場合、還付対象といたします。民間保育園においても同様の対応をお願いしたいと考えております。

なお、減額いただいた給食費につきましては、昨年と同様に補助金での対応といたします。申請方法等につきましては、決定次第、御連絡させていただきます。